

○松山広域福祉施設事務組合職員の服務の宣誓に関する
条例

制 定 昭和 51 年 12 月 1 日条例第 4 号

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 1 条の規定に基づき職員の服務の宣誓について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 職員の服務の宣誓に関しては、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 2 6 年松山市条例第 5 7 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。